

小山市立乙女小学校いじめ防止基本方針

はじめに

本校では、「いじめはどの児童にも起こりうる」、「いじめは決して許されない行為である」との認識の下、いじめゼロを目指して、いじめの未然防止の取組の充実と早期発見・早期対応・再発防止に努めている。

これまでに、「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」が施行されたことを受け、※第13条の規則に基づき、児童が、楽しく、安心して学校生活を送ることができるよう、いじめを未然に防止するとともに、いじめの早期発見及び早期対応を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を策定した。

また、本校では、保護者や地域に「小山市立乙女小学校いじめ防止基本方針」及び「乙女小学校いじめ防止アクションプラン」を公表し、学校と家庭、地域が連携を図りながら、児童一人一人にいじめをしない、させない、許さない心や態度を育ていけるよう、アクションプランを確実に実施している。

この度、「小山市いじめ防止基本方針」が改訂されたことを受け、本校においてもこれまでの取り組みを踏まえつつ、「小山市立乙女小学校いじめ防止基本方針」及び「乙女小学校いじめ対策アクションプラン」を改定し、取り組みの一層の充実を図っていくものである。

※【法第13条】

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実態に応じて、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

1 いじめ防止等のための基本理念等について

(1) 基本理念

ア 全ての児童が学校の内外を問わず、安心して生活を送り、様々な活動に取り組むことができりようにすることである。

イ 全ての児童一人一人がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが許されない行為であること等について、児童が十分に理解し、いじめをしない、させない、許さない心や態度を育ていけるように支援する。

ウ いじめ防止等の指針である「おやまっ子 いじめゼロ宣言」に基づく、児童の自主的な活動を支援する。

エ 学校・市・家庭・地域その他の関係者との連携の下、いじめ問題を組織的に克服することを目指す。

オ いじめた側が100%悪いという認識に立ち、いじめを絶対に許さない態度を育てる。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係※にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

※ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動、塾やスポーツクラブ等、該当児童生徒が関わる仲間や集団における人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、いやなことを無理矢理させられたりすることを意味する。けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

(3) いじめの理解

いじめは、どの児童にも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する可能性がある。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせる。

加えて、いじめの加害・被害という2者関係だけでなく、学級等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、はやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

(4) いじめ防止等の基本的な考え方

いじめは、何より発生させないことが最も重要であり、発生した場合には、早期に発見し、迅速かつ組織的に対応する必要がある。

ア いじめの未然防止

(ア) 児童の思いやりや助け合い、規範意識の心を育て、望ましい人間関係を築く力の育成を図り、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを進めることが、未然防止の観点からも必要である。

(イ) 「乙女小学校いじめ対策アクションプラン」を基に、教育活動全体を通して児童に「いじめは決して許されない」ことを理解させる。

(ウ) 小山市における「いじめゼロ子どもサミット」「いじめ等防止市民会議」等の趣旨を踏まえ、児童がいじめ問題について正しく理解し、年間を通じて児童会等のリーダーを中心にいじめの未然防止に向けた主体的な取り組みから、すべての児童の意識を高揚させる。

イ いじめの早期発見

- (ア) いじめの早期発見のために、「校内いじめ対策委員会」を中心とし、担任一人の児童観察ではなく、学年間・ブロック間・学校全体と児童指導主任が中心となり、複数の目で細かく児童を見ていくようにする。
- (イ) 児童の言動をつぶさに観察し、ささいな兆候であっても「いじめではないか」との疑いをもち、早い段階から適切に対応する。
- (ウ) 教職員がいじめに対する指導力を高めることができるよう研修の充実を図る。
- (エ) 定期的なアンケートや教育相談の実施、スクールカウンセラーや学校相談員等の活用、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを相談しやすい体制を整えるとともに、家庭・地域住民と連携して児童を見守るようにする。

ウ いじめの早期対応

- (ア) いじめを把握した場合、直ちに「校内いじめ対策委員会」を中心に対応を行い、事実確認を正確かつ迅速、組織的に行い、いじめられた児童の安全確保を図る。
- (イ) いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導を行う。
- (ウ) いじめられた児童・保護者への親身な支援と、いじめを行った児童への背景等を十分に理解した上で毅然とした指導、その保護者への助言等を継続的に行う。
- (エ) 必要に応じて市教育委員会や関係機関等との連携を図る。

エ 組織対応

(ア) 家庭・地域住民との連携

- ・ 「地域とともにある学校づくり」を進める中で、一層社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校側が家庭・地域住民と密接に連携し、学校だけでなく家庭・地域全体で児童を見守ることのできるよう調整に努める。
- ・ 家庭に対し、児童がいじめを行うことのないよう必要な指導に努めること、及びいじめの加害・被害に関わる心配がある場合には、学校や関係機関等との連携に努めることについて、諸便り等や懇談会等において啓発を行う。
- ・ 学区内地域住民に対し、児童を見守る取組を推進すること、及びいじめの疑いがある場合には、学校や関係機関等への情報提供に努めることについて、ホームページや回覧板を活用した通知等の回覧により意識の向上を図れるように啓発を行う。
- ・ より多くの大人が、児童の悩みや相談を受け止めることができるような体制を構築するように努める。

(イ) 関係機関等との連携

- ・ 必要な指導を行っているにも関わらず、十分な成果を上げることが困難な場合には、市教育委員会や児童相談所、さらには警察や医療機関地方法務局等の人権擁護機関などと適切な連携を図る必要がある。そのためには、平素から、関係機関との間の情報共有体制を構築しておくように努める。また、そのいじめに係る

組織の連携をより充実し、組織的対応の強化を図る。

オ 再発防止

- (ア) いじめの再発を防止するため、加害者に対して厳しく指導を行う。
- (イ) 被害者、傍観者、保護者別に解決への指導助言を行う。
- (ウ) 継続観察を続け、いじめの完全解消を目指す。

2 本校におけるいじめの未然防止等の取組

(1) 組織的な取組

いじめの未然防止、及び早期発見・早期対応の関する措置を実効的に行うため、組織的な対応の中核となる「校内いじめ対策委員会」を置く。この組織には、必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教員・警察官経験者など外部専門家等を交えて対応できるようにする。

◎校内いじめ対策委員会（児童指導主任が中心となる。）

[構成員] 校長・教頭・教務主任・児童指導主任・学年主任
養護教諭・教育相談係・当該児童の担任

[取組内容]

- ・ いじめの未然防止等の計画等の立案・改善
- ・ 「小山市立乙女小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や、具体的な年間計画の「P（作成）D（実行）C（検証）A（修正）」を行う中核
- ・ いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり
- ・ 校内研修会の企画・立案
- ・ Q U 検査や定期的なアンケートによる教育相談の実施と、結果の分析・共有
- ・ 児童が、いじめ相談をどの教職員にもできるようにするための教育相談体制の改善
- ・ いじめの事実確認
- ・ 指導計画の実施状況の把握、反省と改善を各学期末に児童指導部会で確認し、いじめ対策委員会より職員へ周知

(2) いじめの未然防止

「いじめは絶対に許されない」との視点とともに、「いじめはあるに違いない」との視点ももち、学校教育全体を通じていじめの未然防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう指導方針を定める。

ア 学校いじめ防止基本方針の策定

- イ 「いじめ防止強調週間」
- ウ Q U検査や定期的なアンケートによる教育相談の事前情報活用
- エ 教員の資質能力の向上に向け、校内研修の充実と各種研修会の参加
- オ いじめに関する授業の実施（道徳・特活等）、児童会活動による取組への支援
- カ 学校取組等の検証と基本方針の見直し
- キ 全ての教育活動を通じた道徳教育の充実
- ク インターネット上のいじめやトラブルを防ぐための情報モラル教育の充実と家庭におけるルールづくりの啓発
- ケ 「ほめて育てる小山のよい子」のスローガンの下、児童の自尊感情や自己有用感を育てる教育の推進
- コ 家庭教育の支援となる保護者・家庭向けの啓発活動
- サ 安心安全な居場所づくりと心の通い合う絆づくり

[日々の学校生活を通して]

- ①人権感覚の向上と基本的な生活習慣の定着
 - ・ 名前の呼び方を配慮する。名前に「さん」をつけて呼ぶことや、丁寧な言葉遣いをするとともに、規則正しい生活ができるように指導する。
 - ・ 学級全体が落ち着いて学習できるようにするために、話の仕方や聞き方、姿勢、集団行動など学習ルールを守らせる。
- ②楽しい授業・わかる授業づくり
 - ・ インクルーシブ教育の考え方に基づき、一人一人の児童の学習内容の定着度や課題の把握に努め、基礎的、基本的事項の習得を図る。
 - ・ グループ学習や協同的な活動を工夫し、すべての児童が参加・活躍できる授業づくりを進め、達成感や成就感を味わわせる。

[道徳の授業を通して]

- ①思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった命を大切に育てる心を育む。
- ②児童の自尊感情や自己肯定感・自己有用感を高める。
- ③道徳の資料を通し、相手の心情をよく考え、自己の言動を振りかえるようにさせる。
- ④いじめの構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。
- ⑤すべての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

[特別活動を通して]

- ①全教育活動を通して
 - ・ よりよい集団活動を通して、学校・学級への所属感を高め、望ましい人間関係を築く。
 - ・ 学級集団としての良好な関係を目指す目標をたて、全員で協力する活動を意図

的・計画的に実施し、学級が安心・安全な居場所となるようにする。

②学級活動を通して

- ・ 学級会の充実を図り、話し合いで解決する活動を通し、望ましい人間関係や態度を育てる。
- ・ 係活動では、児童の自主的な話し合いや計画などにより自己有用感や協力・信頼に基づく友情の意識を高めさせる。

③児童会活動を通して

- ・ 委員会活動の充実を図ることにより、児童自ら楽しく豊かな学校生活を築くための課題意識をもって問題をみつけたり、話し合ったりして解決できる力を育てる。
- ・ 清掃や共遊などの、縦割り活動を実施することにより、高学年ではリーダーシップや思いやりの心を育てさせる。低学年では上級生に対する敬う気持ちを育てる。

④学校行事を通して

- ・ 児童が積極的に行事に取り組むことにより成就感・達成感を味わわせるとともに、児童の所属感や連帯感を高め、協調性の育成につなげる。
- ・ 公共の精神を養い、集団活動を行うために必要な生きて働く知恵や技能を身に付ける。
- ・ 保護者や地域の方々の学校行事への参加を得られるように工夫し、児童の様子や学校の様子を見てもらう機会を設定する。

⑥児童の実態把握を通して

- ・ ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、Q-U検査結果を活用したりして児童の実態を十分に把握し、ニーズに合わせた対応を行うことにより、よりよい学級経営に努める。

(3) いじめの早期発見

【定期的な状況調査】

◎6月・10月 [教育相談・いじめのアンケート]

◎心の安全点検〈毎月実施〉

【状況に応じた調査】

◎児童の変化に目を向け、必要に応じて児童・保護者に相談・アンケート等を実施し状況を把握する。

- ・ 担任や教職員による面談や観察から児童の状態把握
- ・ 日常の中で、いじめにかかわる情報の収集、分析、指導方針の見直し
- ・ 児童の状況の変化により、情報のファイリングと情報の共有
- ・ 各種通知や学級懇談会等を通じた学校の取組の発信と情報の収集・共有

(4) いじめの早期対応

- ア 情報の収集と記録、共有を行い、事実関係の把握
- イ いじめであるか否かを組織的に判断（対応不要を個人で行わない）
- ウ 速やかな対応策の検討・実施
- エ 被害の子どもやその保護者へのケア
- オ 加害の子どもに対する組織的・継続的な観察・指導
- カ 保護者や関係機関との連携
- キ 地域人材等を活用した登下校時の見守り

◎いじめが「解消している」状態

○いじめに係る行為が相当の期間止んでいること

- ・ いじめられた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、教育委員会又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

○いじめられた児童が心身の苦痛を感じていないこと

- ・ いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめられた児童が、いじめの行為による心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめられた児童及び保護者に対し、面談等により確認する。学校は、解消に至っていない段階では、いじめられた児童を徹底的に守り通し、その安心・安全を確保する責任を有する。「いじめ対策委員会」においては、いじめが解消に至るまで、いじめられた児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対応プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめは再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、いじめられた児童といじめた児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

(5) いじめ重大事態への対処

- ア 教育委員会への報告と連携
- イ 被害の子どもに対する複数の教員による保護や情報共有の徹底
- ウ 被害の子どもへの緊急避難措置の検討、実施
- エ 加害の子どもへの懲戒や出席停止等の検討
- オ 警察への相談・通報や関係機関等との連絡
- カ いじめ対策緊急保護者会の開催
- キ 法第28条に基づく調査を実施するため、教育委員会との連携・協力

※【法第28条に基づく調査とは】

いじめと認められる事態に対処し、重大事態と同種の事態の発生の防止のために、組織的に質問票等により事実関係を明確にするための調査。

3 保護者との連携

- 児童が発するサインの変化に気づいたら、学校に連絡・相談することの大切さを伝える。
- 「いじめ問題」の解決には、保護者との連携が大切であることを学年便りや学級懇談会等で伝えていく。
- アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩みなどを把握し、いじめの未然防止に努め、共に解決することで、保護者との信頼関係を深める。

4 関係機関との連携

- いじめや心の悩みに対し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育委員会と連携を図り、早期に対応する。
- いじめ重大事態が発生したときには警察に相談・通報する。

◎「いじめ」の行為

○言葉によるからかい

【レベル1】

担任や学年主任で対応し解決を図る。保護者へ連絡をする。

○仲間はずれ、悪口・陰口

【レベル2】

担任・学年主任に加え、児童指導担当者や管理職が入り、保護者も交えて指導する。解決が長期にわたる場合は教育委員会に報告する。

○暴言や誹謗中傷行為(個人に対する「死ね」等の人権に係わるような書き込み)、脅迫行為や強要行為

【レベル3】

児童指導担当者もしくは管理職が、警察・児童相談所等関係機関と連携して計画的に指導する。保護者へ強く働きかける。教育委員会に報告する。

○重い暴力や傷害行為、悪質な脅迫、強要や恐喝

【レベル4】

学校は警察へ相談や通報する。教育委員会も積極的に関わる。出席停止の措置をとる場合、関係機関と連携して該当児童に対して必要な指導を組織的に行う。

4 1 (8)